

## 県有施設における重量比0.1%を超えて1%以下で含有する吹付け

## アスベスト等使用実態調査結果

平成19年6月18日

千葉県アスベスト問題対策会議県有施設部会

千葉県では、県有施設を対象に重量比1%を超えて含有する吹付けアスベスト等実態調査を平成17年8月に実施し、その集計結果については、調査の進捗状況に応じて適宜公表してきました。

平成18年8月に労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部が改正され、規制される石綿含有量の定義が「石綿若しくは石綿をその重量の1%を超えて含有するもの」から「重量の0.1%を超えて含有するもの」に変更されました。この改正をうけ、全県有施設を対象に0.1%を超えて1%以下で含有する吹付けアスベストの使用実態を調査したところ、その結果は以下のとおりですのでお知らせします。

## 1. 県有施設における吹付けアスベスト等の状況

(0.1%を超え1%以下で含有する吹付けアスベスト等使用の状況)

集計日	アスベスト使用 の施設数	(重量比0.1%以上で1%未満)			調査中の施設
		うち、 除去済み	うち、 処理済	うち、 未処理	
H19. 3.31	9	3	1	5	15
(総務省の公表値)	(6)	(3)	(1)	(2)	(14)

※1 調査の対象は、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超え1%以下の吹付けアスベスト（アスベスト含有吹付けロックウール及び吹付けひる石を含む）。

※2 「除去済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストを全部除去した施設数。

※3 「処理済」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストが発散、飛散しないよう防止処理(封じ込め、囲い込み)を講じている施設数。

※4 千葉県は全県有施設を対象として調査を実施していますが、総務省調査においては、厚生労働省や文部科学省等が調査を実施する施設については含んでおりません。このため、総務省が公表する（ ）内の数値と千葉県の公表する数値は一部異なります。

(連絡先)

千葉県総務部管財課

電話 043-223-2088

## 2. 新たに吹付けアスベストの含有が判明した施設

重量比0.1%を越え1%以下のアスベスト含有が判明した施設（9施設）

### （1）処置の完了した施設（4施設）

施設名	室名	処置の内容等	担当課
銚子漁港事務所庁舎	会議室	囲い込み完了	漁港課
江戸川下水道事務所第二終末処理場	管理本館等	除去完了	下水道課
企業庁印西庁舎	廊下天井裏	除去完了（建物解体済み）	企業庁企業総務課
千葉工業用水道事務所印旛沼浄水場	エアブロー室	除去完了	企業庁工業用水部施設維持課

### （2）未処理施設及び今後の対応等（5施設）

施設名	室名	処置の内容等	担当課
北総浄水場成田給水場	管理本館	立入禁止 H19 除去予定	水道局財務課
企業庁幕張職員寮	階段室	用途廃止済み 立入禁止 H19 以降処置予定	企業庁企業総務課
がんセンター	臓器保管庫	立入禁止 H19 除去予定	病院局経営管理課
若松高等学校	浄化槽機械室	用途廃止済み 立入禁止 H19 除去予定	教育庁財務施設課
佐倉西高等学校	体育館放送室	立入禁止 H19 囲い込み予定	教育庁財務施設課

## 3. 平成19年4月1日以降に調査の結果アスベスト含有が判明した施設（1施設）

施設名	室名	処置の内容等	担当課
行徳野鳥観察舎	観察室	利用休止 H19 除去予定	自然保護課

#### 4. 施設区分別調査結果（平成19年3月31日現在）

区分	アスベスト使用の施設数	うち、除去済み	うち、処理済	うち、未処理	調査中の施設
	9	3	1	5	15
公営住宅等	0	0	0	0	0
社会福祉施設等	0	0	0	0	0
高等学校等	2	0	0	2	0
病院	1	0	0	1	1
大学	0	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0	0
警察	0	0	0	0	3
消防	0	0	0	0	0
上水道	1	0	0	1	0
下水道	1	1	0	0	4
工業用水	1	1	0	0	0
その他	3	1	1	1	7

(注) その他には、次の施設等も含んでいます

- ① 事務所庁舎等
- ② 博物館等
- ③ 体育施設
- ④ 試験研究機関